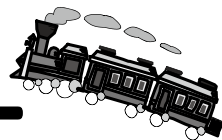


高齢者の暮らしを応援!

有田川町地域包括支援センター



地域包括支援センターは、金屋と清水の2カ所で、介護予防等の相談に応じています。

最寄の事業所にご連絡ください。



32-5102
25-1269
(清水事業所)

悪質商法の種類

**振り込め詐欺 マルチ商法 悪質リフォーム 利殖商法
催眠商法 点検商法 かたり商法 送りつけ商法**

その他にも、手を変え品を変えいろいろな手口があります。

相手は話術にたけ、狙った人の心理や環境につけ込む「だましのプロ」です。また、集団によるチームプレーでだまそうとします。

被害にあわないためには、だましの手口について予備知識を持ち、甘い言葉には絶対にのらない

ことです。「無料で○○できる」「お金がもうかる」「病気が治る」などの言葉は、**まず疑う**ことです。

だまされたと思ったときは、**できるだけ早く**、最寄の消費生活センターに連絡するか、身近な家族、ホームヘルパー、ケアマネジャー、民生委員、役場商工観光課、包括支援センターなどに相談しましょう。

和歌山県消費生活センター

電話：073-433-1551
受付：月～金 9:00～17:00
土・日 10:00～16:00



訪問販売や、電話で強引な勧誘を受けて思わず契約してしまった場合も、契約を解除することができます。

取引内容	解除できる期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間

詳しくは下記まで、ご連絡下さい。

有田川町役場 商工観光課 52-2111 (代)
有田川町地域包括支援センター 32-5102 (直)
地域包括清水事業所 25-1269 (直)

クーリングオフの方法

- ・簡易書留や内容証明郵便など証拠に残る書面（はがき等）で行います。
- ・契約を解除し、代金の返金や商品の引き取りなどを求めます。

クーリングオフ出来ないケース

- ・自分からお店に行き購入した場合。
- ・広告を見て電話やインターネットで申し込んだ場合など。

♥ ぴありんくる

■日時 2月18日(月)
10:30～12:00頃
■場所 金屋文化保健センター



『ぴありんくる』は、認知症の方を介護している家族さんと本人さんの集まりの場です。